### 公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 代表者 様

### 神奈川県環境農政局環境部環境計画課長

平成27年版かながわ環境白書概要版について(送付)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、別添のとおり、平成27年版かながわ環境白書概要版を作成 しましたので、参考までに送付します。

概要版につきましては、より多くの県民の皆様に関心を持っていただくため、 無償配布を行っておりますので、追加で配布を希望される場合は、裏面のFA X送信票により必要部数を御連絡ください。ただし、在庫部数に限りがあり、 御希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、かながわ環境白書(本編)は、県政情報センター、各地域の県政情報コーナー及び神奈川県のホームページにおいて公表しております。概要版についてもホームページに電子データを掲載していますのでどうぞご利用ください。

《掲載ホームページ》

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12144/

問い合わせ先 環境計画グループ 電話(045)210-4065



# っと知って、もっとよくするには



伊勢原市立伊勢原小学校 3年 石垣 檀さん



秦野市立北中学校 1年 尾崎 礼奈さん

平成27年度 かながわ地 開成町立開成小学校 6年 鈴木 楓さん





神奈川県立麻溝台高等学校 2年 太田 百香さん

# CONTENTS

- 環境問題の移り変わり

  大気環境
- ●水環境

- 科学物質
- 騒音·振動·悪臭

- 地球環境
  - - 自然環境
- ●環境学習施設



# 環境問題の移り変わりでう変わってきたんだろう?

### 敵 産業公害 (昭和 30 ~ 40 年代)

日本の経済や産業が急速に発展し、たくさんのビルや工場が建てられました。「高度経済成長の時代」と言われるこの時期は、 環境を守ることよりも、より安く・より大量にモノを作ることが重視されたため、深刻な公害問題が発生しました。神奈川県でも、 京浜工業地帯を中心に大気汚染や水質汚濁などの公害が大きな問題になりました。

そこで、こうした公害から健康や環境を守るため、条例や法律の制定、企業の取組など、国や自治体によって様々な対策がと られました。

### ●県の対策

神奈川県事業場公害防止条例(昭和26年) 神奈川県公害の防止に関する条例 (昭和39年) 良好な環境の確保に関する基本条例 (昭和46年)など

### ●国の対策

公害対策基本法(昭和42年) 大気汚染防止法 (昭和43年) 水質汚濁防止法 (昭和45年)など



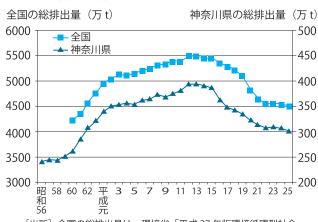


昭和30年代から40年代の大気汚染の状況

## 都市化の進展に伴う公害 (昭和40~60年代)

産業公害が法律や企業の努力により改善された一方で、人 口や社会経済活動の都市への集中により、生活排水による河 川や海の汚濁、大量に排出されるごみの処理、自動車交通量 の増大に伴う大気汚染・騒音・振動など、都市生活に関係し た公害が顕著になりました。

### ゴミの総排出量の推移



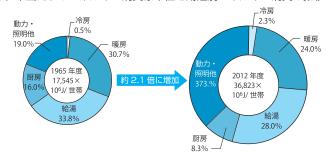
[出所] 全国の総排出量は、環境省「平成 27 年版環境循環型社会・ 生物多様性白書」より作成

# 🔊 地球規模の環境問題(平成以降~現在)

モノやエネルギーを大量生産・大量消費・大量廃棄する社 会経済活動やライフスタイルが定着し、私たちがより便利で 快適な生活を求めることにより、地球温暖化やオゾン層※の 破壊など地域や国を超えた地球規模の環境問題が注目される ようになりました。

太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っていま す。しかし、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、減少してい

### ●世帯当たりのエネルギー消費原単位と用途別エネルギー消費の推移



(注1)「総合エネルギー統計では、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。 (注2)構成比は端数処理(四捨五入)の関係で合計が100%とならないことがある。 【出所】(一財)日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」、資源エネルギー庁 「総合エネルギー統計」、総務省「住民基本台帳」をもとに作成

環境問題の多くは、社会・経済活動や私たちの日常生活 に深く関わっています。

かながわ環境白書平成 27 年版 (概要版) は、平成 26 年度における県の環境問題への取組をまとめたものです。 この冊子を利用して、環境問題に対する理解を深めましょう。 (一部、平成 26 年度のデータを集計中のため、平成 25 年度以前のデータを掲載しています)

なお、各分野の詳しい情報は環境基本計画本編でご覧い ただけます

サイト内検索

環境白書





## ◎ 現況と課題

大気汚染物質は主に、工場や自動車などから排出されますが、法令による規制などにより改善傾向にあります。県では住宅地などに設置される一般環境大気測定局、道路などに設置される自動車排出ガス測定局においてモニタリング調査を行っています。 平成 26 年度は、県内 92 の常時監視測定局で大気汚染物質の測定を行いました。その結果、二酸化窒素\*1 は 90 局中 89 局で、二酸化硫黄\*2 と一酸化炭素は\*3 はすべての測定局で環境基準\*4 を達成しました。その一方で、浮遊粒子状物質\*5 は 90 局中 1 局で、微小粒子状物質\*6 については 59 局中 45 局で環境基準を達成しておらず、光化学オキシダント\*7 については測定局すべてで環境基準を達成しませんでした。

### ※1 二酸化窒素

空気中で燃料などが燃えるときに発生し、工場や自動車などから 排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれが あります。

### ※2 二酸化硫黄

工場や火力発電所などで石炭、重油などを燃やすときに排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

### ※3 一酸化炭素

血液が酸素を運ぶ機能を低下させる物質です。工場や自動車などから排出されます。濃度が高いと生命の危険があります。

### ※ 4 環境基準

健康を守り、生活環境の保全をするために維持されることが望ま しい基準のことです。

### 大気環境保全対策

県では、煙やスス(ばい煙)を発生させる工場や事業場に対し、立入検査を行っています。施設の状況や管理方法、燃料や原料の使用状況などを調査し、規制基準を守っているか確認しています。加えて、公害防止装置の設置、燃料や燃焼方法の改善についての指導も行っています。

また、光化学オキシダントが高い濃度となった時は、光化学スモッグ注意報等を発令し、工場や関係機関、市町村に連絡して、県民の方々の健康被害の防止に努めています。光化学スモッグは人の目やのどに刺激を与え、植物の葉が枯れるなどの被害をもたらします。平成 26 年の光化学スモッグ被害発生日数は0日でした。

### 大気汚染情報はこちらから!

「光化学注意報発令状況メインメニュー」 (ホームページ)http://www.pref.kanagawa.jp /sys/taikikanshi/haturei/index.html



※ 1 エコドライブ 急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転※ 2 九 都 県 市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、 千葉市、さいたま市、相模原市。

# ■ PM2.5 対策の推進

県では、平成25年1月以降に関心が高まった大気汚染物質、PM2.5(微小粒子状物質)について、監視体制の整備や発生源の低減に向けた取組など、総合的な対策を進めています。

### <主な取組>

- ・県内各地の測定局における常時監視
- PM2.5濃度の情報提供(高濃度予報等)
- ・自動車排出ガス対策(ディーゼル車運行規制等)
- ・原因物質を発生する事業所への立入検査
- ・生成機構の解明に向けた調査研究

常時監視測定結果の速報値(1時間値)や高濃度予報の結果など、PM2.5に関する情報は、県のホームページ等で提供しています。

### ※5 浮遊粒子状物質

0.01mm 以下の小さな粒子状物質で、工場や自動車などから排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

### ※6 微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質と同様の発生源から排出される 0.0025mm 以下の微細な粒子状物質で、気管支や肺の奥深くまで入り込み、気管支や肺、血管などの病気を引き起こすおそれがあります。

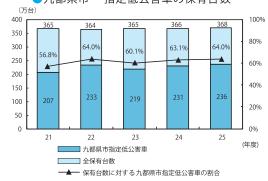
### ※7 光化学オキシダント

工場・自動車などから大気中に排出された窒素酸化物などが、太陽光に含まれる紫外線により化学反応を起こし、生成される物質です。これが多く集まり、白くもやがかかったようになった状態を光化学スモッグといいます。

# 💊 自動車排出ガス対策

県では、平成 25 年4月に「神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画」を策定し、国や市町村などと連携を図りながら、対策を行っています。具体的には、粒子状物質を排出するディーゼル車の運行規制や、環境にやさしい車(低公害車)の普及促進、交通渋滞の解消などを通じて、自動車からの排出ガスを抑えています。また、平成 22 年度より、低公害車の使用やエコドライブ\*1を行う事業者に、県が商品の注文や業務を依頼する「グリーン配送」の取組を実施しています。

### ●九都県市<sup>※2</sup>指定低公害車の保有台数







# ◎ 現況と課題

河川や湖沼、海などの水質汚濁の原因には、人の活動に伴うもの(工場や研究施設などからの排水や家庭からの生活排水)のほか、自然現象による影響(火山活動など)もあり、様々です。水質汚濁の状況を表す環境基準(BOD又はCOD\*1)の達成率は、下水道などの整備により長期的には改善傾向にありますが、100%達成には至っていません。

平成 26 年度の県の水質調査 (54 水域、148 地点) において、健康保護のために定められた基準(健康項目)の達成率は 98.0%、生活環境保全に関する基準(生活環境項目)のうちBODまたはCODの達成率は、河川 97.2%、湖沼 80.0%、海域 69.2%でした。東京湾では、赤瀬<sup>※2</sup>の原因となる全窒素<sup>※3</sup>及び全燐<sup>※4</sup>の測定も行っており(4水域、22 地点)、平成 26 年度の環境基準の達成率は、窒素は100%、燐は 75%でした。

### **%1** BOD, COD

※有機汚濁物質

BODは、川の汚れを示す代表的な指標です。CODは湖、海の汚れを示す代表的な指標です。数値が大きいほど汚れていることを示します
※2 赤瀬

海中のプランクトンが大量に増殖し、水が赤褐色などの色になる現象をいいます。

### ※3 全窒素

窒素化合物の総量を表す語です。

### ※ 4 全燃

燐化合物の総量を表す語です燐は窒素とともに水域を富栄養化させ、赤潮 の原因となります。

# 🔊 環境基準達成に向けた規制・指導

県では、法律や条例に基づき、工場や研究施設などから排出される水や地下に浸透する水を規制しています。

カドミウム、シアンなどの有害物質あるいはBOD、COD等の有機汚濁物質\*などを含む汚水または廃液を排出する施設等を設置する工場・事業場に対して、施設の設置届出を義務づけています。これらの工場などに対しては、立入検査や指導を行い、排水基準に違反した場合、改善命令、勧告等の措置を行っています。

### \_\_\_\_\_

すべての物質は、有機物質又は無機物質に分類される。

有機物質は、炭素を含む化合物(一酸化炭素(CO)と二酸化炭素(CO2)を除く。)の総称であり、生物体で作られる炭水化物、脂肪、タンパク質などのほか、人工的に合成された多数の有機化合物がある。

通常、有機汚濁物質という場合は、生物によって代謝分解されやすく、特に毒性のない化合物を対象とし、有機リン系農薬や有機塩素化合物などの毒性が問題となる物質は有害物質として取り扱う。

# ◎ 生活排水処理施設整備の促進

河川や湖沼、海などの汚濁は、家庭などから排出される処理されていない水が大きな原因となっています。県は、下水道や合併処理浄化槽などを効率的に整備するため、「県生活排水処理施設整備構想(生活排水処理 100%計画)」を平成9年3月に策定(平成23年2月に改訂)しました。市町村は、この構想を指針とし、国や県の支援を受けて、地域の特性を踏まえた整備を進めています。



# 💊 水源地域における取組

県では平成 12 年度以来、水源環境を保全・再生するため、県民の皆さんや市町村等との意見交換を重ね、さらに県議会での議論を踏まえて、平成 17 年 11 月に、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と「実行5か年計画」を策定しました。そして、平成 19 年度から新たな財源として個人県民税の超過課税(水源環境保全税)を県民の皆さんにご負担いただき、対策を行ってきました。対策の成果は着実に発揮されつつありますが、水源環境の保全・再生を図るためには、長期の継続的な取組が必要なことから、第2期の「実行5か年計画」を策定し、平成 26 年度以降も対策を継続していきます。

### ◆河川・水路における自然浄化対策の推進

自然浄化や水循環の機能を高め、水源河川としてふさわしい水環境を形成するため、県は市町村が計画的に行う生態系に配慮した河川・水路等の整備や、河川・水路等における直接浄化対策の取組を支援しています。



生態系に配慮した河川の整備(厚木市)



# 🔊 身の回りの化学物質

現在、数万種類の化学物質が流通していると言われ、工業製品や家庭用品などとして生産、使用されています。また、化学物質の中には、ダイオキシン類のように廃棄物の焼却などに伴い非意図的に生成される物質もあります。

化学物質は便利な生活に欠かせない反面、環境の中へ排出される と人や生態系に害を与えるものもあり、排出削減が求められていま す。このため、今までの排出規制に加えて、化学物質を取り扱う事 業者自らが排出量を把握し、適切な管理や削減を行っていく仕組み が法律や条例で設けられています。



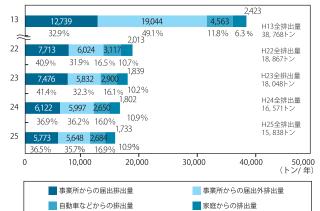
# 🔊 現況と課題

国の調査によると、平成 25 年度の県内の化学物質排出量は 15,838 トンとなり、全国の排出量 400,728 トンに占める割合は 4.0%でした。県内の排出量の内訳は、産業活動によるものが 72.2%、自動車などからが 16.9%、家庭からが 10.9%となっています。平成 25 年度の全排出量は、平成 13 年度と比べると、59.1%減少しています。

排出された化学物質のなかで、最も排出量の多い物質はトルエン\*(3,631 トン)でした。

### ※ トルエン

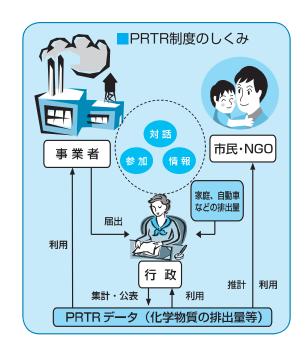
トルエンは、塗料や染料に多く使われている化学物質です。吸入すると、めまいや 吐き気などを引き起こすこともあります。 化管法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法律)に基づく化学物質排出量 (年度)



# ◎ 化学物質の排出削減に関する取組

自分の住む地域でどんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みとして、PRTR制度があります。PRTR制度は「化学物質排出移動量届出制度」の略称で、化学物質の排出・移動に関する情報を、事業者からの報告などをもとに、国が1年ごとにまとめて公表する制度です。

県ではPRTR制度に加えて、条例によって、化学物質の管理目標やその目標の達成状況を事業者に報告してもらうことなどによって、排出量削減の取組を進めています。





# 騒音・振動・悪臭

もっとくわしく <del>----</del> 本編 P51~P54

## ◎ 現況と課題

### ◆騒音

騒音は、私たちの生活に直接関わる公害です。工場や建設作業、店の営業などの事業活動から発生するもの、自動車、航空機、 鉄道などの交通手段から発生するもの、家庭の電気機器、楽器、ペットなどの家庭生活から発生するものなど、発生源は様々です。 平成 25 年度の騒音に関する苦情件数は 1,213 件で、平成 24 年度(1,109 件)に比べ 104 件増加しています。

### ◆振動

振動は、騒音と並んで生活に直接関わる公害です。工場などの事業活動によって地面が揺れ、家や建物に伝わった振動を感じることによって不快感が生じるものです。振動を発生させる工場などの周囲からの苦情が多いという特徴があります。

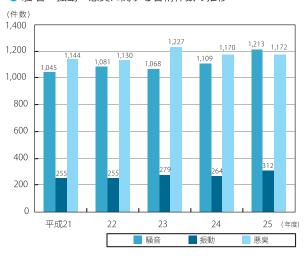
平成 25 年度の振動に関する苦情件数は 312 件で、平成 24 年度(264 件)に比べ 48 件増加しています。

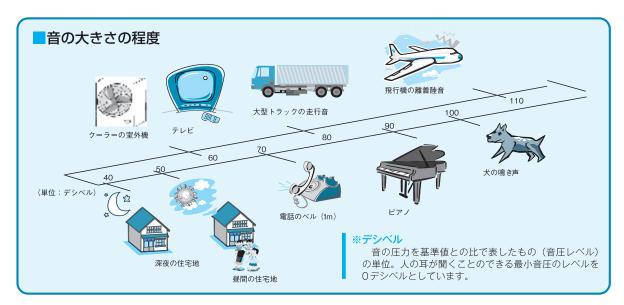
### ◆悪臭

悪臭は、以前は工場などに対する苦情が主でしたが、最近では市 街地の店舗などからの様々な「におい」による悪臭問題が増加してい ます。

平成 25 年度の悪臭に関する苦情件数は 1,172 件で、平成 24 年度 (1,170 件) に比べ2件増加しています。

### ● 騒 音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移





# 

県では、法律や条例により、工場などから発生する 騒音の規制を行っています。また、道路からの騒音が 深刻な地域において、低騒音舗装の敷設等の対策を進 めています。

厚木基地周辺では、激しい航空機騒音が周辺住民の 生活環境を悪化させています。県は、基地周辺市と連 携して国及び米国側に働きかけています。

# ■ 悪臭対策

県では、悪臭防止法に基づき、アンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」によって悪臭対策を行ってきましたが、近年では市街地の店舗などからの様々な「におい」による悪臭問題が増加しており、今までの規制方法では対応が難しくなってきました。

そこで県では、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を平成15年11月から採用し、悪臭問題の解決を図っています。

### もっとくわしく <del>----</del> 本編 P64~P78

# ◎ 現況と課題

### **◆一般廃棄物(家庭などからでるごみ)**

平成 25 年度における県内の一般廃棄物の排出量は 301 万トンとなっています。これらの処理状況は、再生利用量が 76 万トン、焼却などによって減量化された量が 198 万トン、埋め立てなどによる最終処分量は 26 万トンとなっています。排出量は、ピーク時の平成 12 年度から減少傾向にあります。

### ◆産業廃棄物(工場などの事業活動からでるごみ)

平成 25 年度における県内の産業廃棄物の排出量は、1,819 万トンとなっています。これらの処理状況は、再生利用量が 805 万トン、焼却や脱水などによる減量化量が 872 万トン、最終処分量は 142 万トンとなっています。

このように、廃棄物の排出量は依然として高水準で推移しており、私たち一人 ひとりが、物や資源を大切にし、廃棄物を出来るだけ少なくする循環型社会づく りを進める必要があります。

# 一般廃棄物(排出量、再生利用率、最終処分量) (万) 400 393 56 (14.4%) 307 309 306 301 24.5%) 224.5%) 224.8%) 226.3%) 108

●産業廃棄物(排出量、再生利用率、最終処分量)

最終処分量 ■減量化量 ■再生利用量(率)



### ■循環型社会とは

- ① 廃棄物の発生抑制 【リデュース】
- ② 再使用【リユース】
- ③ 再生利用【リサイクル】
- ④ 再使用、再生利用ができないときでも適切な方法を選んで処分することによって、天然資源の消費をおさえ、環境への負荷が低減される社会のことです。

### ■循環型社会のイメージ 天然資源投入 天然資源の 消費を抑制 (製造・流涌等) ③リサイクル 再使用できないも のでも、資源とし てリサイクルを! ①リデュース 長持ちするモノを 消費・使用 つくる。 モノを大切に、長く 処理 (再生、焼却等) 廃棄 **②リユース** 最終机分 使い終わったものでも 繰り返して利用を! ④ 適正処分 どうしても使えないものだけ、きちんと処分を! 【出典】環境省資料より作成

# 🔊 循環型社会に向けた総合的取組

県では、循環型社会の実現に向けて、様々な施策を進めています。

### ◆レジ袋削減に向けた取組の推進

平成 21 年5月以降、「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた 取組の実践に関する宣言」の賛同者とともに、日常生活の中で 誰もが簡単にできるレジ袋の削減を進めています。

> レジ袋削減イメージキャラクター 「心太 (しんた)」

## ◆かながわリユースショップ認証制度

県では、リユース (再使用)を促進するため、平成 26 年度から、一定の基準を満たしているリユースショップの認証を行っています。

### ◆かながわリサイクル製品認定制度

県では、廃棄物の排出抑制、資源の循環利用の促進を図るため、 平成 22 年度から、品質、安全性について一定の要件を満たすり サイクル製品の認定を行っています。

> かながわリサイクル認定製品の 認定マーク

## 

県では、不法投棄を防ぐために、不法投棄防止キャンペーンやパトロールなどを実施しています。





撤去前

撤去後

### こんな行為を見かけたときは、市町村、県又は 警察(110番通報)に連絡してください!

- 今、目の前で不法投棄が行われている。
- これから不法投棄をしようとしている。
- 不法投棄をして逃げて行った。



## ◇ 現況と課題

### ◆地球温暖化

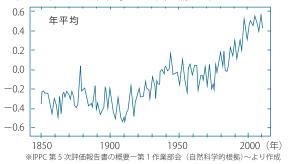
大気の温度は、太陽から送られてくる熱(日射)と、地球の表面(地表)から宇宙に放出される熱とのバランスにより定まっています。地球を取り巻く大気の中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表から放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質を持っており、地表の平均気温を約14℃に保っています。しかし、この温室効果ガスが増えすぎると、宇宙への熱の放出を抑える効果が強まり、地球の温度が上昇します。これが、地球温暖化と呼ばれる現象です。

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が平成25年から26年に発表した「第5次評価報告書」では、「人為起源の温室効果ガスの排出は、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」としています。また、同報告書では、1986(昭和61)~2005(平成17)年を基準とした2081(平成93)~2100(平成112)年における世界平均地上気温は、最も気温上昇が大きいシナリオでは約3.7℃(2.6~4.8℃)上昇すると予測しています。

県内における平均気温は全体的に上昇傾向にあります。

### ●世界平均気温の変化

1880(明治13)年から2012(平成24年)の期間に0.85℃上昇しています。 (1961 年~1990 年平均からの気温偏差℃)



### ●県内における平均気温の変化

(1961年(昭和36年)~2014年(平成26)年)



### ◆県内の二酸化炭素排出量

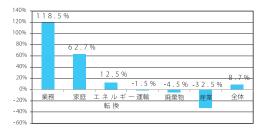
平成24年度の県内の二酸化炭素排出量(速報値)は7,419万t-CO2で「京都議定書」の基準年(平成2年)と比べると、8.7%増加しています。前年の平成23年度と比べると2.4%の増加となっていますが、これは火力発電所の発電量が前年度と比べて更に増加したことによって、化石燃料の消費量が増加したことが主な原因となっています。

また、排出量の部門別の構成比では、産業部門が28.1%と最も高くなっていますが、基準年(平成2年)からの伸び率では、業務部門、家庭部門が、それぞれ118.5%、62.7%と高い伸びを示しており、これらの部門における対策の強化が重要です。

### ●県内における二酸化炭素の排出量



### ●県内における二酸化炭素の排出量(平成24年度 速報値)の対平成2年比部門別伸び率



### ●県内のエネルギー消費量



### ●県内における二酸化炭素排出量(平成24 年度速報値)の 部門別構成比



# ◎ 地球温暖化対策の推進

県は、温暖化対策の強化を図るため、平成 21 年7月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。この条例に基づいて、平成 22 年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの削減に関する中期目標(2020 年)を掲げるとともに、目標達成に向けた県の施策の方向性を定め、総合的に対策を進めることとしました。

また、県の業務を行う上で排出される温室効果ガスを抑制するための基本方針、目標を定めた「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定しました。

これらの条例と計画に基づき、計画的な地球温暖化対策に取り組んでいます。

### ◆温暖化対策計画書制度の推進

県では、大規模な「事業活動」や「建築物」、「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策などを記載した「計画書」の提出を義務づけ、それを県が公表する「温暖化対策計画書制度」を、平成 22 年4月1日から施行しています。

### ● 事業活動温暖化対策計画書制度

エネルギー使用量を原油に置き換えた場合に年間 1,500k l 以上使用する、又は 100 台以上の 自動車を使用する事業者を対象としています。※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。 (フランチャイズチェーンは一事業者とみなします。)

### ● 建築物温暖化対策計画書制度

延べ床面積が 2,000 ㎡以上の新築、改築又は増築を行う建築主(平成 24 年 10 月1日から。 平成24年9月30日までは、5,000㎡を超える場合)を対象としています。計画書の提出に加えて、 販売や賃貸をする際に、広告への環境性能表示を義務づけています。

### ● 特定開発事業温暖化対策計画制度

10,000 ㎡以上の区域において、床面積の合計が 5,000 ㎡を超える建築物の新築をする開発事業を対象としています。

# ◎ 県有施設における新エネルギー導入

県自らも新エネルギーの率先導入に努めています。

平成 26 年度は、精神医療センターなど4施設に太陽光発電設備を設置したほか、国道 134 号浜須賀交差点法面やかながわ県民センターに薄膜太陽電池を設置しました。さらに、企業庁谷ケ原配水池上部を利用した最大出力1,000kWの太陽光発電所の運転を開始しました。

# 

建築物環境性能表示



谷ケ原配水池上部に設置した太陽光パネル

## **◇** フロン類の排出抑制について

近年、高い温室効果を持つ代替フロン(HFC)の排出が急増し、今後も増加が予測されます。

また、冷凍空調機器の使用時に多量のフロン類が漏えいしていることが判明した事等から、フロン類のライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を促すため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」が平成 27 年4月1日から全面施行されました。

この改正により、フロン類(ガス)やフロン類使用機器の製造輸入業者及び業務用冷凍空調機器の管理者に対し、新たに規制が導入されています。

# 🚫 マイアジェンダ登録制度(マイエコ 10 宣言)の普及拡大

かながわ地球環境保全推進会議<sup>※</sup>が推進する「新アジェンダ 21 かながわ」では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、環境配慮に向け自主的に取り組む内容を「マイアジェンダ」として登録し日々実践する取組を進めてきました。平成 26 年度末の個人登録者数は、123,940件になり、団体・企業・行政等を含むマイアジェンダ登録全体では、135,362 件となり、社会全体に取組の「環」が広がっています。なお、2015(平成 27)年7月に、「新アジェンダ 21 かながわ」を改訂し、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10(てん)トライ」として、「マイエコ 10 宣言」の取組を進めています。

### ※かながわ地球環境保全推進会議

1993(平成5)年1月に策定された地球環境保全に向けた行動指針である「アジェンダ21かながわ」の推進母体として、県全体を活動対象とする県民の団体、企業の団体、県及び県内市町村を構成団体として設置。

くわしくは、ホームページをご覧ください。

エコ 10 トライ







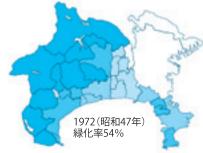
# 自然環境

## 🔊 現況と課題

神奈川県は、海や平野、丘、山などに加え、相模川や酒匂川などの河川や、芦ノ湖などの湖沼といった変化に富んだ地形になっており、多様な自然環境に恵まれています。県西部には箱根や丹沢大山などの豊かなみどりが残っています。

首都圏域にある本県では、高度経済成長以降、 みどりの減少が進んできましたが、現在は開発圧 力が低下していることから、確保してきたみどり の質の向上を図るとともに、市町村と連携したみ どりの保全と創造が必要となっています。

# みどり(緑地率\*)の推移





※ 緑地率 森林面積と農地面積の合計を 市町村面積で除したものです。

緑地率			
	70%以上		50%未満
	70%未満		30%未満

# 💊 身近なみどりの保全

県では、平成18年3月に「神奈川みどり計画」を策定しました。計画では、生物多様性の保全と充実を目指し「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念として、みどりの量と質の確保に取り組むこととしています。また、かながわに残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわトラストみどり基金、(公財)かながわトラストみどり財団を中心として、県民・企業・団体・市町村と連携し、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。

# **№** 里地里山の保全等の促進

県では、里地里山の多面的機能を発揮し、次世代へ継承するため、土地の所有者や地域住民が主体となり、地域の農林業を尊重しながら継続的に行われる里地里山の保全等の取組を支援しています。

平成26年度は、相模原 市小松・城北地域ほか15地域において、認定を受けた 里地里山保全等活動に対 して支援しました。

また、里地里山シンポジウムの開催などを通して、県民への積極的な情報発信に努めました。



かながわ里地里山シンポジウム (川崎市麻牛区)

# ■ ニホンジカとニホンザルの保護管理

県では、人と野生鳥獣の共存に向け、農林業や人々の生活への被害を軽減するだけではなく、生態系の保全も視野に入れた対策を行っています。具体的には、「第3次ニホンジカ及びニホンザル管理計画」に基づき、市町村や関係団体と連携して、被害の防止、生息環境の整備、個体数の調整を組み合わせ、

毎年度実施するモニタリング (継続監視)の結果を反映し ながら、管理事業を推進して います。



電気柵設置状況

# 🔊 丹沢大山の自然再生の推進

県では、「丹沢大山自然再生計画」に基づき、ブナ林の衰退についての研究や、植生保護柵の設置、土壌流出防止対策を行っています。

また、県民ボランティアとの協働で、植樹や防護ネットの設置を実施しています。



裸地化した斜面への土壌流出防止対策事業により回復した林床植生

## № 鳥獣保護区

県では、鳥獣やその生息環境を保護する場所として、鳥獣保護区を指定しています。鳥獣保護区は、5つの種別に区分して指定されており、この区域で鳥獣を捕獲することは禁止されています。

また、特に保護が必要な鳥獣保護区では、特別保護地区を指定しています。この地区での埋め立てや干拓(海や湖、干潟などを陸地にすること)、木の伐採等には許可が必要です。現在指定されている特別保護地区は、7箇所(4,336ha)です(H27.3.31現在)。



# 環境学習施設

環境問題は、私たちの生活や活動によって引き起こされるものです。その環境問題を解決するために大切なことは、今を生きる 私たち一人ひとりが、それぞれの地域や立場から主体的な取組をし、理解を深めることです。ここでは、環境について学びたい 方を支援する学習施設等を紹介します。

### ■かわさきエコ暮らし未来館

地球温暖化対策、太陽光発電などの再生可能エネルギーや、ごみなどの資源循環について、見て・聞いて・さわって楽しく学べる環境学習施設です。メガソーラーを 見学できるガイドツアー(予約制)

できるカイトッパー (予約制) も実施しています。 また、工作などを通じて、環

境について体験的に勉強する 「環境教室」を随時開催してい ます。



# ■かわさき宙(そら)と緑の科学館

川崎の自然や天文、科学に関する展示や体験活動をおこなっている自然科学の博物館です。館内は川崎の自然を「川崎の大地」「丘陵の自然」「街の自然」「多摩川の自然」「生田緑地ギャラリー」の5つのコーナーに分けて展示をおこなっているほか、世界最高水準の星空を再現するプラネタリウム"MEGASTAR-II FUSION"による、職員生解説の投影をおこなっています。

〒214-0032 川崎市多摩区枡形7-1-2 Te. 044-922-4731 URL http://www.nature-kawasaki.jp

神奈川県立自然環境保全センター 県産木材を使った本館では、丹沢大山をはじめとした 自然環境の現状、自然の仕組み、自然再生の取組を紹介 しています。また、レクチャールームでの講習会、野外

施設での自然観察会など自然 環境保全の普及啓発や情報の 発信を行っています。



〒243-0121 厚木市七沢657 IL 046-248-0323

URL http://www.pref.kanagawa.jp/div/1644/

### ■アジェンダ 21 神奈川環境活動支援コーナー (愛称:かながわエコ BOX)

環境団体等の活動拠点であるとともに、地球温暖化、環境教育など環境分野全般の相談、環境関係の図書や環境計測器等の貸出を行っている窓口です。また、ホームページを活用して、環境に関する情報提供も行っています。

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター Te. 045-321-7453 (直) URL http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70237/

### ■相模原市立環境情報センター

相模原市立環境情報センターはみなさんの知りたい!学びたい!環境活動を充実させたい!を応援する施設です。

センターには環境に関する情報を学ぶ事ができるエ コギャラリーや各種環境配慮設備があり自由にご覧いた だけます。

また、環境講座や観察会の開催、 自然環境調査、環境学習や活動の 相談、図書や教材の貸出も行って います。

〒252-0236 相模原市中央区富士見1-3-41 IE 042-769-9248 URL http://eic-sagamihara.jp



### ■神奈川県立生命の星・地球博物館

「生命の星・地球」の誕生から現在までの46億年にわたる地球の歴史と生命の多様性を時間の流れを追って展示しています。小さな昆虫から巨大な恐竜まで、1万点

にのぼる実物標本がお楽しみいただけます。また、展示だけでなく、自然に関する調査・研究、資料の収集・保管や、これらの資料を使った講座や観察会なども開催しています。

〒250-0031 小田原市入生田499 L 0465-21-1515 URL http://nh.kanagawa-museum.jp/



### ■神奈川県環境科学センター

身近な環境の分析や実験ができる「実習室」や、視聴覚設備を備えた「環境学習室」、打合せや資料閲覧ができる「活動支援スペース」を設け、環境保全活動

を行う方々を支援しています。 また、各種講座の開催や環 境学習の相談、実習の指導を 行うほか、「出前講座」も実 施しています。

〒 254-0014 平塚市四之宮1-3-39 11 0463-24-3311

URL http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/center/contents.html







この環境白書「概要版」は、「平成27年版かながわ環境白書」をもとに、神奈川県の現状や取組をわかりやすくとりまとめたものです。

● 平成27年版かながわ環境白書 ホームページ ●

サイト内検索

環境白書





